

戦後日本における社会福祉専門職養成の変遷とカリキュラム

○ 大谷大学 氏名 大原ゆい (会員番号 008523)

キーワード3つ：社会福祉専門職、社会福祉士、社会福祉教育

1. 研究目的

本研究の目的は、戦後日本における社会福祉専門職の養成教育の歴史的変遷を概観し、専門職養成がどのような政策的意図を持って進められたのか、またどのような教育内容の特徴を有していたのかを明らかにすることである。複雑化、複合化する現代の社会において、そこでおこるさまざまな福祉課題は、従来の社会福祉制度ではその網の目からこぼれおちてしまい、問題の所在や、解決のための道筋をみつけにくくなっている。社会福祉専門職に関わる歴史的展開の整理を通して、今日的な福祉課題に対応するために誰がどのような働きをすることが必要なのか、福祉専門職と呼ばれる人たちに必要とされる理念や価値観とは何か、どのようなソーシャルワークの展開がいま必要とされているのか、ということを明らかにするための手がかりや知見を得ることを目指す。

2. 研究の視点および方法

本研究では、社会福祉専門職養成教育の歴史的展開について、戦後1940年代後半、社会福祉士が国家資格制度化された1980年代後半、そして「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正された2000年代後半以降の3つに時代を区分し、それぞれの時代背景をもとに必要とされた社会福祉専門職について先行研究の分析をもとに論ずる。

3. 倫理的配慮

本研究は「日本社会福祉学会研究倫理規程」に則り、その全過程に取り組む。

4. 研究結果

戦後日本の社会事業従事者の養成は、1946年7月のGHQによる記録用覚書「公的扶助に関する円卓会議」の中で初めて公式に社会事業職員の養成学校について言及され、同年10月に日本社会事業学校（のち専門学校、短大へと発展、現在の日本社会事業大学）が開設されたことによって開始される。その後、日本社会事業学校の分校という位置付けで1948年に大阪社会事業学校（のち大阪社会事業短期大学、現在の大阪府立大学）が開校した。戦後短期間での両校の開校は、1946年10月の旧生活保護法の実施に間にあわせるためのものであり、国の政策として社会事業学校が開校され、社会事業従事者の養成に取り組まれていたことがわかる。この時期の教育カリキュラムは、戦前の社会事業研究所の研究生制度の教育を基礎として作ら

れており、社会政策や社会科学の視点が重視されるという特徴を持つ。

1980年代になると、高齢化の本格化により、社会福祉従事者を一定数確保する必要に迫られるようになる。この状況を鑑み、1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉士と介護福祉士の2つの国家資格が誕生した。社会福祉士と介護福祉士は、福祉改革、いわゆる福祉サービスの供給体制の見直しにともなって新たに作られた国家資格であった。この法制定過程は、これまでの社会福祉に従事してきた者の専門性を評価したり、専門職としての地位向上や身分の安定を図ったりという前向きな検討が積極的に進められるというよりも、高齢化社会に向けた人手確保のための国家資格制定という色合いが濃く、社会福祉職としての専門性が十分に議論されたとは言い難い状況であった。教育カリキュラムについては、それまで各大学で異なっていたものが、厚生社会局長通知「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（社庶第二六号）によって統一が図られることになる。ここでの特徴は、戦後の教育カリキュラムにおいて重視されてきた社会科学の視点が重視されなくなったこと、一方で方法論としてのソーシャルワークが中心となったことの2点である。

2007年には、高い実践力を有する社会福祉士を養成する観点から社会福祉士及び介護福祉士法の大幅な改正が行われ、それにもなっって教育内容も大きく見直された。これまで社会福祉原論、老人福祉論、医学一般など、「縦割り」の科目設定となっていたものを「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」「サービスに関する知識」「実習演習」の5つのカテゴリに分類し、より現場での実践を想定した内容に変更された。とくに、実習演習に関しては、①社会福祉士の専門性をより高めるために実習演習科目の時間数増加や教員の資格要件が求められるようになったこと、②養成校と受け入れ施設が相互に実習プログラムについて事前に協議を行わなければならなくなったこと、③実習の質を担保するため施設の実習指導者に社会福祉士資格および研修を義務づけたこと、④実習期間中教員による週1回の巡回指導を義務づけたことの4点を変更の特徴としてあげることができよう。また、社会福祉実習は、「ソーシャルワーク実習」と規定され、身体的ケアや生活支援を実践する「ケアワーク実習」とは区別されることとなった。

5. 考察

社会福祉専門職養成は、その時代の政策動向や社会情勢を反映した上でその様子を変化させてきた。しかしながら、政策的意図に影響されるがゆえに、社会福祉専門職としてのあり方や専門職像を十分に議論できなかった側面があることも否めない。

今後は、今日的な福祉課題を解くために必要とされる福祉専門職のあり方について、文献研究のみならず、福祉現場、教育現場での実践の分析を通じ、さらに研究を進めていきたいと考える。